

### 3 療育・教育の充実

---

#### (1)療育体制の充実

##### ① 障がいの早期発見・早期療育

障がいの早期発見のため、妊産婦に対する健康教育、健康診査等の保健対策、乳幼児健康診査等、母子保健対策を実施し、障がいの早期発見に努めるとともに、障がいが発見された場合には、早期治療や適切な療育が受けられるよう、医療機関をはじめとする関係機関との連携を強化します。

##### ② 療育支援体制の推進

障がいのある子どもとその保護者が適切なサービス支援を利用したり、保護者が抱える悩みなどに対しても支援していくため、こども発達支援センタードリームキッズや保健師、特別支援学校等の関係分野が連携し、療育支援体制を強化します。

##### ③ 情報提供・広報啓発活動の推進

保育園、幼稚園や子育て支援センターにおいて、医療・保健・福祉サービスに関する情報の提供や広報啓発活動を推進することで、障がいのある子どもが社会への適応力をつけるために適切なサービスを選択して利用できる環境を整備します。

また、障がいのある子どもがその障がいの特性に合ったサービスを利用できるよう、指定障がい福祉サービス提供事業者や県南児童相談所などの相談機関との連携に努め、保護者に対しても、保健師や障害者相談支援事業所などが連携し情報提供や相談支援を行っていきます。

#### ④ 障がい児保育に係る人材の資質向上

保育園や幼稚園における障がいのある子どもの受け入れ体制を充実させるとともに、保育士等が各種研修会や講演会に参加するなど、保育に携わる人材の資質の向上を図ります。

## (2) 学校教育の充実

#### ① 教育相談・就学指導の充実

障がいの程度や特性に応じた教育を提供し、障がいのある子どもの能力を伸ばせる指導ができるよう保護者との連絡を密にし、充実した情報提供が行えるよう教育相談や就学指導の充実に努めます。

また、学校の卒業を控える生徒の進路対策として、一般企業や施設事業所、障害者就業・生活支援センター事業所との連携強化を図り、受け入れ先の確保に努めます。

#### ② 交流教育の推進

障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒と学校生活における経験を深め、豊かな社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため特別支援学校在籍の児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒との交流活動を推進します。

また、障がいのある児童生徒と特別支援教育に対して、正しい理解と認識を深め、相互に助け合い、支えあう地域社会をつくるため、特別支援学校在籍の児童生徒と居住地の人々が活動を共にする機会をつくります。

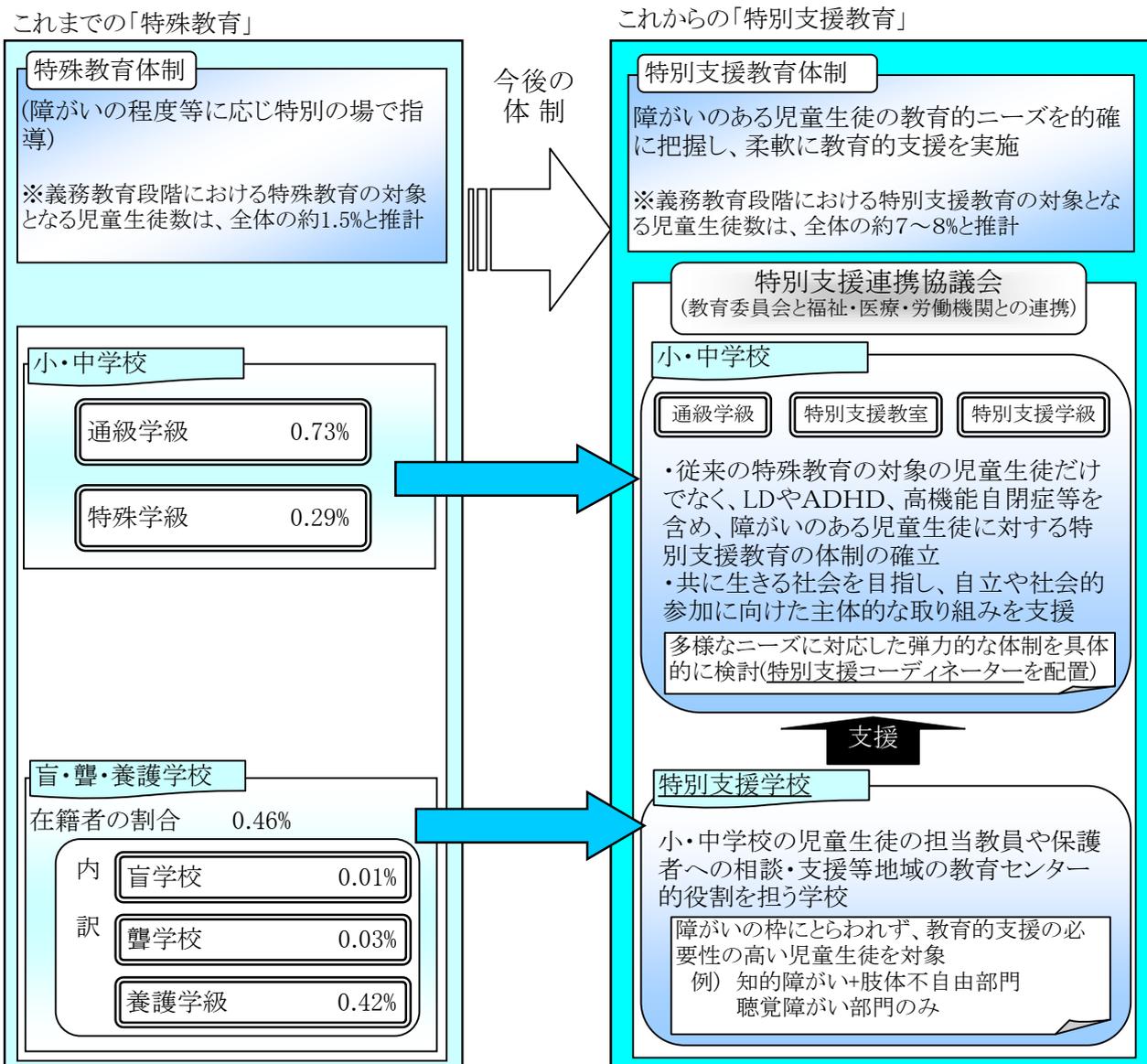


### ③ 特別支援教育の充実

従来の障がいはもとより、学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)や高機能自閉症といった多様化する障がいに対応するため、特別な教育支援を必要とする児童・生徒一人ひとりに応じた教育体制の充実を図ります。

体制の充実にあたっては、各小・中学校に「特別支援教育コーディネーター」を配置します。また、各種研修を通してコーディネーターの資質の向上を図り、充実した活動を行います。

#### ○特別支援教育の体制



資料：文部科学省